\bigcirc \mathcal{O} 指 員に関する青少年の雇用機 平 成二十七年国 土交通省告示第千三十 会の 確保及び)職場 号 \sim \mathcal{O} 定 着に 関 して事業主、 旧 対照 表 無 料 船 員 職 業紹介事業者等そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 関 係 者 傍 が 線 適 部 切

改 正 案 平 -成二十 八 年 兀 月 日 時 点

第

のそに 三 要 て律 て 十三条 な措 る申合 \mathcal{O} 規定する ろうと 適 な 雇 用慣 一用さ 他 以 の 指 お 9 V れ \mathcal{O} 置 下 しする者 行、 れる て 関 に 中ら \mathcal{O} せ 針 無料 学の 規 関 は、 係 法 等 が者が講い 者が講い 高地 料定船に 法 <u>ت</u> ك があ 第 経 に項船 る場合 よ事四 員 い関 済 に 員 う。 おけ り 読 等 ず 切 職 業 条 寸 L 規 職 体学校 業紹 べき措置 (Z 主 及 て、 定 校又は る青 でする び に 対 4 安 **加介事業** 替え 第六 は、学、校 処することが 無料 定 · 少 年 少 船 法 及び等につ て適 .船員 条に $\overline{+}$ そ 年 員 及び行政機関について定めないの雇用失業は 者 昭 れ の及 Ξ に留 用 等 職 定条雇 和 U をれれる。 めの用 同 かできるよう、こをいう。以下同 意すること。 る規 + の項 れる法グ 関に 事 定に 介 促 に この新規卒業 たも 情 事項 進 規 年 よる就 より 第 業 に 勢 等 定 法 」す. 者等 ので 等を 下同 四条 つい に る 読 関 第 き考慮し我が国 第二 (法の み替 業 じ する 船 職 百 0 子 に 員 し国 項第必え法に 関定

第二 略

働 関係法 令 等 \mathcal{O} 遵 守

等 に示されることが重要であることに鑑み、 12 主 \mathcal{O} 事 明示 働 等 業 主、 くことができるようにするためには、 等に という。) 青少 .関する事項を遵守すること。 、)は、青少年が適切に職業、年の募集を行う者及び求人者。 次 労働 に 選 選択を行 掲 条件等 げる労働 いいい 7 が % 条 件 確 定 事

少 年 雇 用 情 報 \mathcal{O} 提 供

お け チ る 就 グ 労実態 \mathcal{O} 向 上 \mathcal{O} 係 た る情 め 12 報 は 0 提 労 供 働 が 条 重 件 要であることに 等 加 え 7 職

第

現

行

分に対

するため

改 処

正

部分)

そにの規 する申合 て、 T 者 適 に な 雇 + な ろうと これ 用 他 定 Ė 用 以 0 \mathcal{O} お 措 ** \ 慣 さ 下 \mathcal{O} す 条 置 指 中学校、高笠山らの者が講覧 ては、 関係 うる無料 する れる せ のに 条 針 規関 法 等 第は 者が 定に <u>-</u> ك 法 が l 者 __ 第 あ経 船 12 項船 高 等 る 兀 い関 済 適 員 ょ 事 に 員 時ずべき措置 における青小 切に対に職業紹 場合 り読 業主 · 条 及 · う。 寸 規 職 ず学校で 体、 定 て、 第二 に 4 び す 安 学又校は 処 替 第 は学 介 る 定 無 青 事 「えて適 することが 置 少 料 六 少 船 法 及び行につい屋につい屋 船員職 · 業者 それ + 年 員 七の及 等 用 に 条雇 び和 用失業 育学校の さ さ 留 を めの用同 政 業 機 る規 で 意 いれ 紹 の項 介事項に発定によ きる う。 る法 す 関 促に ·ること。 のたも 情 進 規 以下同 新 ょ 勢 第 等 定法 る就 等を 規 \mathcal{O} 四 者 り に す 0 ^沈卒業予 であ 同 条 等 読 関 る 11 第 考慮 ľ 第二 我が する 4 職 て 百 3, 替 法の 定 玉 項第必え法に 関 L

要

 \mathcal{O}

第 略

労働 関 係 令 等 \mathcal{O} 遵 守

(-) 事 あ す 適 ることに 項を 切 事 に 業 職 主 業 す 鑑は 選 青 択を行 み、 ること。 少 年 労 次働条 \mathcal{O} 条 募集 件 掲 安定行 げ 等 る労働 が 的的 う に者 確 条 働及 に ない求人に 件 示さ 等 れ \mathcal{O} が者 ることが 明 示 で は きる 等 に を重要で とうに が 関 する

新 設

。 情 報 の さ 用され み、 提 事 供 る法 業 に当 主 第十三、 た 0 条及 て 法 第三十三 は び 第 次 に + 应 条 掲 条に規定の規定 げ る事 項 定する青少 に E ょ ŋ 留 電意すること 読 み替 え て

- 票 ホ て情] の記 A 報 提供することが望ま 載] 等により、 ジ 等で \mathcal{O} 公 青 表 少 年 会 雇 社 用 1 説 . こ と。 情 明 報 会 0) で 全 \mathcal{O} 提供 て 0) 項 又 目 は に求
- を 供することが えて適用される法第十 場合には、 いう。 学校卒業見込者等 以 下同じ。 望 特 段 ま L \mathcal{O} 事情がない 1 事情がない限り、当該項目を情報提一、が具体的な項目の情報提供を求め一十一条に規定する学校卒業見込者等(法第三十三条の規定により読み替 (法第三十三条の . こと。
- $(\overline{\underline{-}})$ 該 いこと。 情 求めを行っ 報提供の 求 たことを理由とする不利 \emptyset を行っ た学校卒 業見込 益な取扱 者等に 対 1 L て を
- (四) に場合に ておくことが 報提 は 供 \mathcal{O} 速やかな情報提 求 \otimes 望まし に 備 え、 いこと。 あ 供に努めること。 5 カュ ま じ た、 8 提 その 供 す る情 求 が 報 あ を 整

第 四 三

。 無料船員職業紹介事業者及び募集に関することを業として行う者 (三及び四においてることを業として行う者 (三及び四において無料船員職業紹介事業者及び募集に関する。) 無青((略) ことが望ましいことの希望等を踏まえなが主体的に職業選択おいて「募集情報提展する情報を提供する。

応じた支援を行うことが望

略

年 雇 用 情 報 \mathcal{O} 提 供

料 船 員 職業 紹 介事 業者 船 員 職業安定法第四 +

第 第 四 三 二 青 略略

ことを ア Þ という。)は、 の形 無 状成 料少 業とし を行えるよう、 況に応じた支援を行うことが望 船年 員の 職主 して行う者 (三屋職業紹介事業者、土体的な職業選品 青少年自身 、青少年の希望等を踏まえながら、個少年自身が主体的に職業選択やキャリ事業者、募集に関する情報を提供する職業選択・キャリア形成の促進 ま

(新設) 二・三 略

雇用情 届出 対する船員職業紹介に活用することが望ましいこと。 青少年雇用 適用される法第十四条第一 する場合は を受理する際に、 る学校卒業見込者等求人 すること。 り全ての 規定によ 項 . を 行 無料船員職業紹介事業者は、 0 報を提供するよう働きかけ、 規定により学校等の長が 0 情報 項目が掲載されるように取り ŋ た場合 は、 読 事業主の青少年雇用 の提供を求めるとともに、 み替えて 学校 は、 法第三十三条の規定により読み替えて 卒業見 当 をいう。 適用され 該学校等も含まれることに 項の趣旨に沿って、 込者等求 無料 る法第 情報に 就職支援サイトを運 以 -船員 下 学校卒業見込者等に 同 じ。 組むこと。 ついて、 十 職業紹 法第三十三条 全ての青少年 条に規定す 介事 求人者に の申込み 可 能 留 業 ま 意 \mathcal{O}

明示 を求 ら求 四条第二項 法第三 照会を行 青少年雇用情報に 、職業紹介事業者に対して個別に照会があった場合 求人の申込みを受理する段階で提供がなされていな する必 人 \emptyset 十三 者 ることが望 に 0 た学校・ . 対 し 条の 要はないことに留 0) 趣 規定に て当該 旨 一まし に沿 つい 卒業見込者 より読 照会に 7 0 7 て こと。 学校卒業見込者等から無料船 申意すること。 有等に関する情報 係る青少 無料 み替えて適用される法第十 こ の 船 場合に 員職 年 ·雇 用 業紹介事業者か 報を求っ お 情報 \ \ て、 人者 0 当該 提供 は、 1

組むこと。 者 募集情 等 4 募集 替えて適用 学校卒業見込者等募集 報提供 可 能な限 を いう。 事業者 ŋ される法第十三条第 全 を行 7 は 0) ごう事業 項 自 了 目 が らの (法第三十三条 主 掲載されるように 運営する就 0) 青 項の学: 少 年 職支援 雇 \mathcal{O} 対規定による接サイ 用情 校卒業見 取 報 り

労働関係法令違反の求人者への対応

五.

6介事業者においても、法第三十三条の規定により読み替学校卒業見込者等の適職選択の観点から、無料船員職業

(新設)

が望ま る法第・ とができる求 えて適 場合 、よう、 つつつ、 0 五. 不受理 業紹 を含 用さ + 条 いこと。 第 介事業 条 む。 同 法 れ 第三 項に 法第三 人者 る \mathcal{O} の趣旨 規 法 十三 三十四条第二項(同法第三十からの学校卒業見込者等求人 又 定 \mathcal{O} 第 は 取 に + 条 扱 同 基 で 取 める水組を進 法第四 職 づ \mathcal{O} 条に き地 規 種 定 規 0 方運 + 定 範 に 職 8 るため、 井 条 ょ 者 第三 輸 等 り \mathcal{O} 読 0 局 就 一項に 届 が 業 4 方 不受 替 機船 出 運 えて 等 規定する 숲 員 輸 等を行うこと 別定する無料 一五条第二号 の職局 理 とするこ 適確 業 に 用さ 保に 安 お 定 け れ留法 る

八 (略) が望ましい が望ましい

促進のために必要な支援を適切に行うこと。希望及び状況に応じ、その雇用機会の確保及び職場定着の基づく措置にも留意しながら、全ての関係者は、青少年の一から七までに定めるもののほか、他の法令、指針等に八 (略)

六四 (略) (略)

促進のために必要な支援を適切に行うこと。希望及び状況に応じ、その雇用機会の確保及び職場定着の基づく措置にも留意しながら、全ての関係者は、青少年の一から五までに定めるもののほか、他の法令、指針等に(略)